

第6回 古川西部地区通学部会 報告書

開催月日	令和4年9月8日(木) 午後7時00分～午後8時 00 分
開催場所	志田地区公民館 ホール
出席者	●古川西部地区通学部会員 13 名 志田小学校:佐藤秀俊, 菅井真弓^{欠席}, 高橋倫正 西古川小学校:大槻明, 大友邦子, 高橋恵美 東大崎小学校:川村美穂, 星礼美^{欠席}, 門脇かえで 高倉小学校:関本恵子, 高橋克宏^{代理出席}, 高橋元宏 古川西中学校:島田眞吾, 野田淑生, 阿部仁美 ●事務局 7名 【学校教育課】課長:大場宏昭, 主幹兼係長:西塚文 主査:大場卓^{欠席} 【教育総務課】課長:小野寺晴紀, 課長補佐:久本裕, 係長:鈴木健,主幹:佐藤章, 学校教育専門指導員:玉水透
概 要	1 開会 2 挨拶 3 協議事項 <u>(1)スクールバスルートについて(報告と確認)</u> ①【東大崎】向三丁目のルートについて ②【志田】西光寺からのルートについて ③【西古川】安国寺からのルートについて ④【高倉】堀込地区を通るルートについて 【事務局説明概要】 これまでの協議等の経過を踏まえ, ルートの変更を行った箇所について説明を行った(主な内容は以下のとおり)。 ①【東大崎】向三丁目ルート ・向三丁目の保護者と意見交換を行い, 藤棚橋を通らない当初のルート案でご理解いただいた。 ・渋滞を回避するため国道47号線を通らないルートに一部変更した。 ②【志田】西光寺ルート ・道幅の問題で, 川沿いを通るルートに変更した。

③【西古川】安国寺ルート

- ・柏崎集会所を通るルートに変更した。

④【高倉】堀込地区を通るルート

- ・堀込地区に児童が所在していることが確認できたため停留所を追加した。併せて当該停留所の詳細な位置を確認させていただきたい。

【協議状況】(○:部会員 ⇒:事務局)

◆島田部会長(西中)

○事務局より、各小学校区のスクールバスルートの変更点等について示された。この件について、皆さんから質問、ご意見等あればお願いしたい。

(質問・意見なし)

質問やご意見が無いようなので、通学部会として今回示されたルートを令和5年度に開校する古川西小中学校のスクールバスルートに決定する。

(2)「通学方法申請書」について

①通学方法申請書(A4)

②資料(A3)

【事務局説明概要】

申請書内容と併せて配付するスクールバスに関する資料(利用基準, Q&A, バスルート, 時刻表等をまとめて記載)について説明(主な内容は以下のとおり)。

①通学方法申請書

- ・A3の資料(二つ折)にA4の通学方法申請書を挟んだ状態で配付する。
- ・提出はA4の申請書のみとなる。
- ・前はベースとなるスクールバスの仕組み作るために必要となる情報を得るための「調査」だった。今回は実際のスクールバス運用に向けた「申請」となる。
- ・学童について、前回の調査ではスクールバスに乗る子どもを対象に学童利用の有無を調査したが、今回はスクールバス利用の有無にかかわらず、学童利用の有無を確認する内容となっている。
- ・前回の調査でスクールバス利用の基準がわからないというご意見があったため、行政区ごとの平均距離の算定方法等々資料に記載した。

- ・同様に前回の調査でいただいたご質問等とそれに対する回答をQ & Aとしてまとめ資料に記載した。
- ・スクールバスの利用をどうするか検討するために必要な要素の1つではないかという考えで、朝の時刻表を記載した。帰りは時程が決まっていないため空欄としている。
- ・来年2月～7月頃までJR行踏切工事がある。その期間は前面通行止めとなるため、高倉と志田の4本のルートは工事期間中、迂回ルートとして西古川を経由することになる。一時的なもののため、ルート図の修正は行わないことで考えている。
- ・申請書及び資料については9月12日に学校に届ける予定。学校への申請書の提出期限は9月28日で設定している。

【協議状況】(○:部会員 ⇒:事務局)

◆島田部会長(西中)

- 申請書と資料が示された。実際に提出が必要になるため、記入方法も含めこのことについてご意見を願います。

◇佐藤部会員(志田小)

- 資料のQ & Aに指定校変更に関する記載がある。その件について学校へ問い合わせがあった場合、どのように答えればよいか。
- ⇒Anserにも記載しているが、指定校変更を希望する場合、所定の申請書により申請いただくことになっており、その様式には条件として通学については保護者が責任を持つ旨記載されている。つまり、その条件を呑んだ上で申請し許可を受けてことになる。そのため、スクールバスを利用することはできない。この内容をお話いただき、それでも納得できないということであれば、教育委員会にお問合せいただければと思う。

◇大友部会員(西古川小)

- 西古川地区はスクールバス利用対象外の児童が多いということもあり、ご父兄の方々から意見が出ている。スクールバス対象外の行政区に住んでいて、学童保育の利用を考えている方がいる。学童に徒歩でいかなければならないという部分について、今よりも遠くなる形になるので、安全面を考慮してスクールバスを利用できるように検討いただきたいという話が出ている。
- ⇒今回は原則ルールで申請いただくということで考えている。申請書の「学童保育の利用について」はバス利用の有無に関わらず回答していただく形になる。その上で、今後行うバスの契約締結後に、個別案件として運用の中でできるかどうか判断させていただきたいと思っている。あくまで個別に対応していくというところでもお願いしたい。その他にも例えば集団下校が必要だとかそういった帰りの在り方についても、その時に応じた対応を運用の中でどのようにできるか別建てで考えさせていただきたいと思っている。この申請書についてはあくまでも行のバスに乗ることによる台

数等々を把握して契約に繋げていくために必要となるもの。繰り返しになるが帰りの便については運用の中で検討していくという形をとらせていただきたいと思う。

◇高橋部会員(西古川小)

○通学方法申請書について、今後実際に各学校に配付されると思うが、申請書とルートが記載された資料についても配付になるのか。

⇒A3二つ折の資料にA4の申請書を挟み込んだ状態での配付になる。

○これが各家庭に回った時に、学校に問い合わせが来ると思うが、その時の対応はどうなるのか。

⇒基本的には学校で受けていただきたい。

○学校で意見等を集約してから教育委員会へ提出するというのか。

⇒回答に苦慮するようなケースについては教育委員会へご連絡いただければと思う。

◆島田部会長(西中)

○各校から部会員として先生方に来ていただいているところだが、担任の先生が問い合わせを受けた際に回答することは難しいと思う。西中の場合は、各担任に問い合わせがあったら私に繋ぐように、あらかじめ話をしている。その上で、伝えられること伝えられないこと様々あって、判断が難しいものは教育委員会へということで考えている。先生方にもそういった対応をしていただければと思うがよろしいか。この会議に参加していない先生に説明をお願いするのは難しいと思うので、ぜひよろしくお願いしたいと思う。

◇野田部会員(西中)

○今設定しているバス停について、台風や吹雪といった天候の場合、乗っている子を降車させることが難しい場合は、雪や雨風を避けられる場所に変更したいと親が言った場合は、対応していただけるのか。

⇒緊急時といった場合のお話と思うが、基本的に契約の中でルートやバス停を決めているため、そこで乗降するということになる。安全確認等含めてこちらで、臨時休校であったり、集団下校であったりと、その都度判断し対応していく。災害時は安全に通行できるかという部分を調べて運行させるということになると思うが、突発的な中でもルートをそれた所で降車させることが可能かという点と難しいと考える。基本的にはこのルートこの停留所ということになる。

◇高橋部会員(高倉小)

○先程踏切工事の件で来年の2月～7月を予定しているとの説明があり、迂回ルートを通るのは4月～7月とのことだったが、2月～7月ではないのか。

⇒統合校のスクールバスは4月から運行となる。中学校のバスはご指

摘のとおり2月からになる。

○工事期間中は完全に通行止めになるのか。

⇒踏切工事を行うのがJRになる。付近の道路については通行させながら拡張工事を行っていたが、踏切工事については工事を実施するJRより安全面を確保するため完全封鎖しないと工事ができないという申出がありこのような取扱いになった。この踏切工事も昨年実施される予定であったものがずれ込んで今のスケジュールになっている。期間については直近で確認したものだが、可能性としては工期が延期されることも考えられる。

◆島田部会長(西中)

○時刻表の時間については、この時間帯に何回も実際に走っていたいてのものということでご理解いただければと思う。

◇門脇部会員(東大崎小)

○Q & Aの問6について、最初に学童に降ろしてから所定の停留所を回るのか。

⇒一番にとは限らないが、学童は必ず経由する。なお、帰りのバスについて原則は「乗ってきたバスに乗って帰る」だが、バスの大きさの問題で学童に入れない(東大崎)、または乗車人数が少なく複数のバスを出すことが非効率になる可能性が高い(高倉)、というところで例外的に帰りは違うバスとなるルートが出てくる。

◇大友部会員(西古川小)

○申請書の学童保育の利用というところで、今回改めて項目を設けた趣旨について記載した方が保護者も納得するのではないか。

⇒そこまで説明すると、別の考えで記載する方も出てくると思われるため現状のままで進めさせていただきたい。

(3)「今後の日程」について

【事務局説明概要】

資料をもとに事務局より一括説明。主な説明内容は以下のとおり。

- ・9月12日「通学方法申請書」を各学校に配付
- ・9月13日以降に各学校から各家庭に配付
- ・9月28日学校への提出期限
- ・10月28日通学部会を開催し、申請状況の報告と準備登校を含むその後の日程について説明

【協議状況】（○：部会員，⇒：事務局）

◆島田部会長(西中)

○通学方法申請書や日程について，ご質問等あればお願いします。

（ご質問・ご意見なし）

○本日の内容全体を通してご質問やご意見あればお願いします。

（ご質問・ご意見なし）

○特に無いようなので本日の協議を終えたいと思う。皆さんのご協力に感謝する。

4 その他

高倉地区の堀込の停留所場所を確認した。

7 閉会